

土砂災害防止法の概要

『土砂災害防止法』とは

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うもので、平成13年4月に施行されました。

●土砂災害防止法のフロー●

基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地利用状況などを調査します。

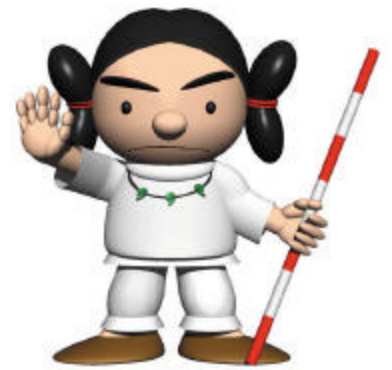
都道府県知事は、市町村長の意見を聞いたうえで区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

<土砂災害のおそれがある区域>

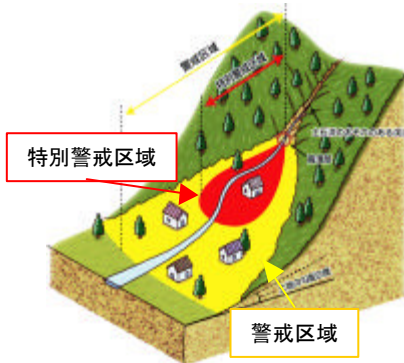
土砂災害特別警戒区域

<建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域>

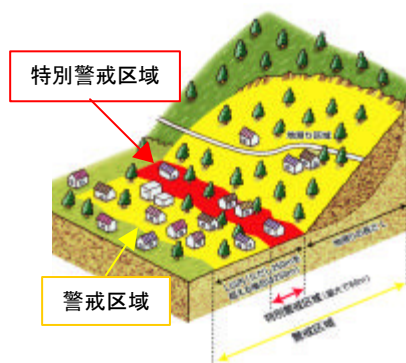


●区域指定のイメージ図●

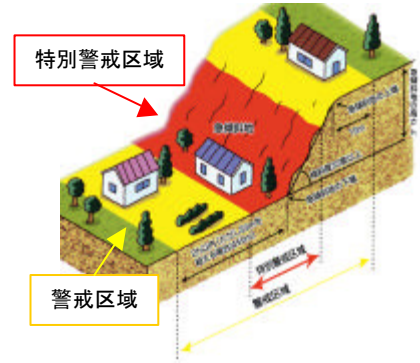
土石流



地すべり



急傾斜地の崩壊



●区域指定されると・・・●

土砂災害警戒区域では



警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

土砂災害特別警戒区域では



特定開発行為に対する許可制
住宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建設を行う場合の開発行為には許可が必要です。



建築物の構造規制
想定される衝撃に対し、建築物が安全かどうか建築物確認がされます。



建築物の移転
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。